

(1) 教育職員検定による隣接校種の教員免許状取得時の要件の見直し

1 相談内容

私は、小学校教諭の一種免許状を有しており、国内の小学校で2年間勤務した後、日本の学校と同等であると文部科学大臣が認定した海外にある在外教育施設で3年間勤務した。

帰国後、教育職員検定により、隣接校種である中学校教諭二種免許状を取得しようとしたところ、文部科学省から「認定在外教育施設での在職期間は、検定により隣接校種の免許状を取得する際に必要な在職期間には含まれず、検定の要件である小学校での3年間の在職期間を満たさない。」とされた。

しかし、認定在外教育施設では、教員免許状を有する教員が学習指導要領に基づく教育を行っており、また、教育職員検定により同一校種の上級免許状を取得する際に必要な在職期間には、同施設での在職期間が含まれる。

教育職員検定により隣接校種の免許状を取得する際に必要な在職期間に、認定在外教育施設での在職期間が含まれるようにしてほしい。

(注) 本件は、行政評価事務所が受け付けた行政相談である。

2 調査結果

(1) 制度

ア 在外教育施設

(ア) 施設の概要

在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子どものために、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に準じた教育を行うことを主目的として海外に設置された教育施設であり、日本人学校、補習授業校及び私立在外教育施設がある。

このうち、日本人学校及び私立在外教育施設は、国内の小・中学校、高等学校と同等の教育課程を有する旨の文部科学大臣の認定が必要である（表1参照）。

表1 日本人学校、私立在外教育施設の教育課程等

	設立者	教育課程等	文部科学大臣の認定等
日本人学校	現地の日本人会等	教員免許を有する教員が <u>学習指導要領に基づく授業内容・時間数</u> で、授業を実施	文部科学大臣から国内の小学校、中学校、高等学校と <u>同等の教育課程を有する旨の認定が必要</u>
私立在外教育施設	日本の学校法人等		

(注) 1 当室の調査結果による。

2 平成30年4月現在、日本人学校は89校（在籍者：約19,600人）、私立在外教育施設は8校設置されている。

(イ) 在外教育施設の児童生徒の取扱い等

- ① 認定在外教育施設の中等部、高等部の卒業者は、それぞれ国内の高等学校、大学の入学資格を有する。
- ② 認定在外教育施設は、自ら教員を採用するほか、文部科学省は、海外子女教育の充実を図るため、毎年、日本人学校等に教員を派遣している（30年度1,274人）。

イ 教員免許

(ア) 免許の種類・区分

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の教員は、学校の種類ごとの教員免許状（都道府県教育委員会が授与）が必要とされている。

教員免許状には、普通免許状、特別免許状等の3種類があり、このうち、普通免許状には、専修免許状等の3区分が設けられている（表2参照）。

なお、普通免許状は、区分があっても、実務上、教員として指導できる範囲に違いはない。

表2 教員免許状の種類・区分

種類・区分	内 容
普通免許状	大学での教職課程の履修、学位の取得等により授与
専修免許状	大学院修了相当
一種免許状	大学卒業相当
二種免許状	短期大学卒業相当
特別免許状	優れた知識経験のある社会人に授与（教諭の免許）
臨時免許状	普通免許状の保有者が採用できない場合に例外的に授与（助教諭、養護助教諭の免許）

（注）当室の調査結果による。

（イ）教育職員検定制度

a 教員免許状の取得方法

教員免許状は、①教職課程のある大学等で必要な単位を修得する方法のほか、②同教育委員会が行う教育職員検定（実務・学力・人物・身体）に合格することにより取得が可能である。

b 教育職員検定による教員免許状の取得

（a）実務及び学力に関する要件

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条（別表）に基づき、教育職員検定では、教員が既に保有する免許状を基にして在職期間（実務）と単位修得（学力）等により、

①隣接校種の免許状（以下「隣接免許状」という。） 別表第8

②同一校種の上級免許状（以下「同一校種免許状」という。） 別表第3

を取得することが可能である。

上記の隣接免許状、同一校種免許状に係る検定では、以下の要件を満たすことが必要とされている（表3、表4参照）。

- ① 基になる教員免許状により一定期間（隣接免許状の場合は最低3年）良好な成績で勤務していること。

- ② 大学のほか、教育委員会等が開催する認定講習や、通信教育等により必要な単位を修得すること。

表3 隣接免許状の取得要件（実務）

保有する免許状	取得しようとする免許状	良好な成績で勤務した最低在職年数
小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭二種免許状	3年
幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭二種免許状	
中学校教諭普通免許状		
小学校教諭普通免許状	中学校教諭二種免許状	
高等学校教諭普通免許状		
中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く。）	高等学校教諭二種免許状	

- (注) 1 当室の調査結果による。
2 網掛けは、本件相談のケースである。

表4 同一校種免許状の取得要件（実務） 【小・中学校の例】

保有する免許状	取得しようとする免許状	良好な成績で勤務した最低在職年数	
小学校教諭	一種免許状	専修免許状	3年
	二種免許状	一種免許状	5年
	臨時免許状	二種免許状	6年
中学校教諭	一種免許状	専修免許状	3年
	二種免許状	一種免許状	5年
	臨時免許状	二種免許状	6年

(注) 当室の調査結果による。

なお、平成28年度の教育職員検定による教員免許状の取得件数は、隣接免許状が1,170件、同一校種免許状が7,211件（認定在外教育施設での在職期間を基にしたものは0件）である。

(b) 隣接免許状等の取得の推進

a 隣接免許状

平成14年2月の中央教育審議会の答申において、幼児期から高等学校段階を一貫したものととらえて指導できるよう各学校

段階間の連携を強化する必要性が指摘されたことを受け、教育職員検定で隣接免許状が取得する方法（教育職員免許法第6条の別表第8）が創設されている。

b 同一校種免許状

教育職員免許法により、二種免許状を保有する教員は、一種免許状の取得に努めなければならないとされている。

(2) 教育職員検定における在外教育施設での在職期間の取扱い

教育職員検定の要件である「基になる教員免許状による在職期間」（以下「教育職員検定で必要な在職期間」という。）に、認定在外教育施設での在職期間が含まれるかどうかは、表5のとおり、隣接免許状と同一校種免許状とで異なっている。

表5 教育職員検定における認定在外教育施設での在職期間の取扱い

	日本人学校等での在職期間の取扱い
隣接免許状	<p>認定在外教育施設での在職期間は、<u>教育職員検定で必要な在職期間には含まれない。</u></p> <p>※ 法令等には、在職期間に含める旨の規定がない。</p>
同一校種免許状	<p>認定在外教育施設での在職期間は、<u>教育職員検定で必要な在職期間に含まれる。</u></p> <p>※ <u>教育職員免許法第6条（別表第3）及び教育職員免許法施行規則第67条で、「文部科学大臣が日本の小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有すると認定した在外教育施設において教員として従事した期間は、教育職員検定で必要な在職期間に含める」旨が規定</u></p>

(注) 当室の調査結果による。

上記の取扱いが異なる経緯は、以下のとおりである。

- ① 平成3年度に、在外教育施設の教育水準の維持向上を図るため、同施設の認定制度を設け、認定を受けた施設の生徒・教職員は、国内の学校の生徒・教職員と同様に扱うこととされている。

これを受け、同一校種免許状の取得に係る教育職員検定で必要な在職期間に、認定在外教育施設での在職期間を含めるよう変更されている。

なお、校長、教頭になる場合に必要な在職期間についても、認定在外教育施設での在職期間を含めるよう変更されている。

- ② 一方、教育職員検定で隣接免許状の取得が可能となったのは、平成14年度であり、文部科学省は、「現時点で確認できる範囲では、当時、検定に必要な在職期間に認定在外教育施設での在職期間を含めるべきかどうかの議論が行われたどうか、また、その後、検討したかどうかについて、確認できていない。」としている。

(3) 参考情報

【在外教育施設での在職経験等の活用状況】

(背景)

- ・ 経済社会のグローバル化に伴い、海外で生活する義務教育段階の日本人の児童生徒数が増加傾向（平成30年約8.4万人）
- ・ 平成32年からの新学習指導要領による小学校での外国語教育の早期化・教科化や、外国人児童生徒の増加

(文部科学省の取組み)

文部科学省は、日本人学校等における教育水準の強化や国際的な視野を持った教員の育成・活用等を推進しているが、在外教育施設への派遣を希望する教員の不足、派遣から帰国した教員の評価・活用が不十分などの課題がみられた。

文部科学省は、平成29年8月に、在外教育施設を活用して教師の人材育成等を行う「トビタテ教師！プロジェクト」を立ち上げ、以下のような取組みを行っている。

- ① 帰国した教員の活用（研修講師、巡回指導員等）を促進
- ② 小学校教員の英語力強化のため、日本人学校等へ若手教員を派遣
- ③ 平成31年度から、認定在外教育施設での教育実習を認める予定

【教員の不足】

近年の団塊世代の大量退職や産休・育休取得者の増加、教員希望者の減少などにより、現在、小・中学校の教員が不足している。

文部科学省は、複数の校種・教科の免許状の取得を推進するほか、臨時免許状の授与要件の弾力化など、免許制度の在り方を検討している。

3 関係機関の意見

(1) 文部科学省

隣接校種の教員免許状の取得に係る別表第8による教育職員検定における実務の検定において、認定在外教育施設における勤務経験を含めることは、法制上認められていない。

この点については、法律を改正する必要がある事項であり、ニーズ及び大学の教員養成課程よりも少ない単位数で教員免許状を取得できる対象者の範囲を拡大することの妥当性等を中教審で御議論いただく必要があり、現時点で見直しが必要かどうかは判断できない。

なお、現行の教員免許制度においては、教育職員検定の実務の検定において教育職員としての勤務経験を含めるものとする教員免許状の取得方法には、同一校種の上位の免許状や特別支援学校の免許状、また、隣接校種の免許状等を取得する別表第3、第5、第6、第6の2、第7、第8がある。この場合の勤務経験については、いずれも学校教育法第1条に定める学校での教員としての勤務を前提としている。

その中で、上位の免許状を取得する場合の別表第3については、少年院、認定在外教育施設等の、他の別表よりも多様な経験を、例外的に免許状取得の際の勤務経験に含めることを可能としている。

これは、①そもそも別表第3の趣旨が、上位の免許状を授与することを通じて、教員がより多様な学修経験や勤務経験を積むことを促進することを目的としたものであること、②同一学校種の上位の免許状を取得することによって、学校種や教科など教授可能な範囲が広がるわけではないこと等による。

(注) 別表第5:職業実習を担当する教諭、別表第6:養護教諭、別表第6の2:栄養教諭
別表第7:特別支援学校教諭

(2) 都道府県教育委員会

当室が都道府県教育委員会を抽出調査したところ、本件と同様の相談が3教育委員会で確認でき、これらの教育委員会から、表6のとおり、現在の文部科学省の取扱いに疑問を呈する意見がみられた。

表6 都道府県教育委員会の意見

	都道府県教育委員会の意見
A 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件と同様の問合せが年に数件みられる。 ・ <u>同一校種免許状と隣接免許状の内容の違いはあるものの、両者で認定在外教育施設での在職期間の取扱いを区別する理由が明確でない。</u> ・ <u>隣接免許状の取得に係る教育職員検定で必要な在職期間に、認定在外教育施設での在職期間を含めても問題ないと思われる。</u>
B 県 ・ C 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件と同様の相談が近年1件～2件みられた。 ・ <u>認定在外教育施設では、教員免許状を有する教員が日本の学校と同等の教育課程での授業を行っているのに、隣接免許状の取得に係る教育職員検定で必要な在職期間に、同施設での在職期間が除外されるのは疑問がある。</u> ・ <u>同一校種免許状と隣接免許状の内容の違いはあるものの、両者で認定在外教育施設での在職期間の取扱いを区別する理由が明確でない。</u> ・ <u>少子高齢化などにより、小中一貫校の増加が見込まれる中、隣接免許状の取得を推進することが必要ではないか。【B県】</u>

(注) 当室の調査結果による。

(2) 養子縁組里親における育児休業期間の見直し

1 相談内容

私たち夫婦は、都道府県等から、将来的に特別養子縁組を結ぶことを前提とした「養子縁組里親」の認定を受けており、新生児の委託を受けるため児童相談所と相談してきた。

新生児の委託を受けるためには、児童相談所の委託措置前に1か月間、家庭で新生児を養育し、子どもとの関係調整を行うこととなる。

このため、この期間から育児休業を取得したいと考えていたが、委託措置後でなければ、育児休業は取得できないとされた。

委託措置前の外泊期間の養育の負担は、委託措置後の養育期間と何ら違いはないので、外泊期間の養育についても育児休業の対象としてほしい。

(注) 本相談は、管区行政評価局及び総合行政相談所が受け付けたものである。

2 制度の概要

(1) 里親制度

里親制度は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育をすることができる者として、名簿に登録した里親に対し、児童の養育を委託する制度である。

里親希望者は、里親研修や児童相談所による家庭訪問・調査等を経て、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、都道府県等の里親名簿に登録される。

また、都道府県等は、児童を里親に委託する場合、児童と里親の関係調整をした上で、委託措置を行う。

本件は、4種類ある里親区分のうち、養子縁組里親（児童の養育を希望し、養子縁組によって養親となることを希望する者）に関するものである。

表1 平成29年度の里親委託の実績

区分	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
登録里親数	9,592 世帯	702 世帯	3,781 世帯	560 世帯
委託里親数	3,326 世帯	196 世帯	299 世帯	543 世帯
委託児童数	4,134 人	221 人	299 人	770 人

(注) 平成29年度福祉行政報告例より。

(2) 養子縁組里親への委託

ア 概要

養子縁組里親は、養子縁組によって養親となることを希望して、児童の委託措置を受けるものであり、将来的に児童と法律上の親子関係となることを前提としている（特別養子縁組か、普通養子縁組かは問わないが、その多くが特別養子縁組である。）。

イ 委託までの流れ

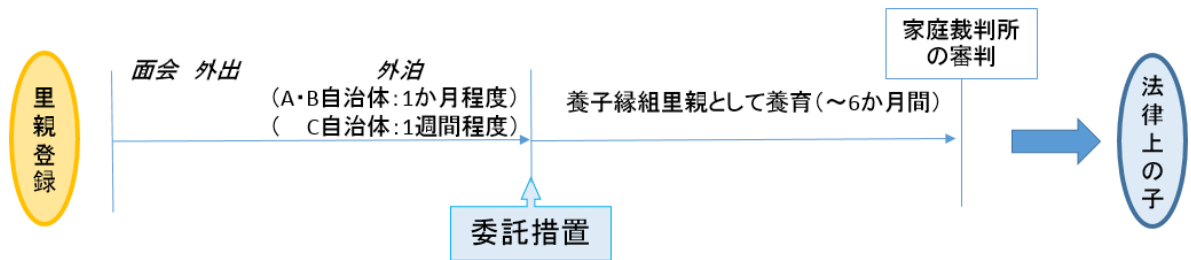
里親委託ガイドライン（平成29年3月31日付け雇育発0331第38号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）において児童相談所は、里親に児童を委託する場合、児童と里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うこととされており、面会や外出、外泊などの調整を行い、また、外泊中に家庭訪問などを行った上で、里親と児童の状況等の把握に努めることとされている。

また、委託にかかる調整（施設での面会や外出・外泊など）の期間については、調整で必要となる交流が里親側に与える負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3ヶ月程度を目安とすることとしている。なお、実際の調整に要する期間は、児童と里親の状況等により様々である（例えば、図1で示すように、1ヶ月を要するケースもあれば、1週間で済むケースもある。）

なお、児童相談所から児童の委託を受けた里親がその児童と特別養子縁組を行う場合、後述(3)のとおり、家庭裁判所は、6か月以上の期間監護

した状況を考慮した上で審判を行うこととなる。

図1 養子縁組里親への委託措置までの流れ



(注) 当局の調査結果による。

(3) 特別養子縁組制度

特別養子縁組は、民法（明治29年法律第89号）第817条の2により、原則として6歳未満の児童の監護が著しく困難または不相当であるとき、児童とその実親側との法律上の親子関係を消滅させ、実の親子関係に準じる法律上の親子関係を成立させるものである。

特別養子縁組は、その希望者が家庭裁判所に請求し、その審判を受けることにより成立し、審判に当たっては、養子となる子の6か月以上の監護期間が必要とされる。

(4) 「特別養子縁組を成立させるための監護」の考え方

家庭裁判所の審判に必要な6か月以上の監護期間は、家庭裁判所に縁組の申請があった時から起算するが、申請前の監護の状況が明らかであるときはこの限りでないとしている（民法第817条の8第2項）。

『監護の状況が明らかであるとき』については、個別具体的な判断を要することとなるが、必ずしも行政機関の措置（自治体の委託措置等）がされている場合に限られるものではなく、里親委託措置の前であっても児童を養育している状況が明らかであれば、『監護の状況が明らかであるとき』に当たり得ると解される。

なお、審判例においても、委託措置前の外泊等の交流を「監護」と認めた事例（福岡高平24.2.23決定）がある。

(5) 育児休業の対象に関するこれまでの検討

育児・介護休業法は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、労働者は、育児休業をすることができることとされ、事業主は、労働者からの育児休業の申出があったときは、当該申出を拒むことができないとされている（育児・介護休業法第5条第1項、第6条第1項）。

育児休業の対象となる「子」は、法律上の子に限定されていたため、平成27年3月、行政評価局は、「特別養子にするために監護している子については、法律上の子に準じた取扱いとすることについて、適切な場において検討すること」と厚生労働省にあっせんした。

これを受け、厚生労働省は、今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会（以下「有識者会議」という。）での意見等を踏まえて、

- ① 民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について
家庭裁判所に請求した者であって現に当該労働者が監護するもの
- ② 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親である労働者に委託されている児童など

については、養子縁組によって永続的な親子関係を形成することを目指して子を養育しており、法律上の親子関係に準じる関係があるといえるため、育児休業の対象となる「子」の範囲に追加している（平成28年育児・介護休業法改正）。

すなわち、②の養子縁組里親については、法律に基づく委託措置後の養育については育児休業を取得できることとされたが、委託措置前の外泊は育児休業の対象とされていない。

なお、有識者会議において、

- ① 育児・介護休業法に基づく育児休業は、事業主の許諾なしに労働者の申出により休業できる形成権という強い権利であり、かつ規模や業種を問わず全ての事業所に適用される最低基準であるため、事業主負

担との調和を図る必要がある。こうしたことから、子の養育実態があることだけで判断することは適当ではなく、少なくとも法律上の親子関係に準じる関係といえるか否かという観点から検討することが適当であり、左記を踏まえると、養子縁組里親以外の養育里親、専門里親や親族里親については、法律上の親子関係に準じる関係があるとまではいえない

② このような観点から検討すると、特別養子縁組の監護期間と養子縁組里親については、法律上の親子関係を形成することを目指していることから、法律上の親子関係に準じる関係であると言えるため、育児休業制度の対象となる子の範囲に含めることを検討すべきであるとの意見が出されている。

(注) 有識者会議や、その後の厚生労働省における法改正の検討の場では、法律に基づかない委託措置前の外泊期間について検討されていない。

3 厚生労働省の見解

(1) 委託措置前に外泊を行うことの目的等

乳幼児期は、今後の人格形成に多大な影響を与える時期であることから、里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であり、面会や外出、外泊などを行い、子どもと里親の状況等を把握しながら、里親と委託する子どもとの適合を調整するなど、丁寧に準備を進めることが必要である。

このため、委託措置前に面会、外出、外泊等を行うよう、ガイドラインで自治体に促しているが、その具体的な期間等は法律等で明確に定められているものではない。

(2) 委託措置前の外泊を育児休業制度の対象とすることについて

委託措置前の外泊は、一般的に、その他外出や面会も含め、養子縁組里親や養育里親等へ子を委託することが適切であるかを判断するための調整期間における交流の1つの手法である。また、交流方法の選択や期間につい

ては法律等で明確に定められているものではなく、ガイドラインを踏まえて各自治体の判断により里親や児童の状況等を見つつ柔軟に運用がなされているものである。

有識者会議の意見も踏まえると、調整期間における外泊は、法律に基づかない事実上の行為である上、里親希望者は養子縁組を成立させる意思が必ずしも明確ではなく、児童相談所が委託措置を行うかどうかの判断を行う前の段階であることから、法律上の親子関係に準じる関係にあるとはいえず、育児休業制度の対象として認めることは適当ではないと考える。

なお、各事業主の判断により、企業の社会貢献や労働者の福祉の増進の観点から、特別に休業・休暇の取得を認める等の対応を行うことは可能である。

4 自治体の意見

乳幼児期の養育は、今後の人格形成に多大な影響を与える時期であり、養育する里親が頻繁に変わることは、児童にとって良くないため、外泊を実施する際には、事前の調査等により里親と児童の適合性を確認し、概ね適当と判断した時点で外泊を行っている。

また、そもそも外泊として児童を養育する里親は、既に都道府県等の研修や調査等を経た上で里親として適当である旨の登録を受けた者である。

このため、外泊として児童を養育したものの委託措置まで至らなかった例はあまりない。

表2 外泊と委託措置の実績

自治体	外泊の実施方法	外泊実施件数	委託措置件数
A自治体	短期（1泊等）と長期（数週間～1か月）の外泊を行う。	35件（28年度・長期） 32件（27年度・長期）	34件（28年度） 31件（27年度）
B自治体	外泊期間1か月程度 ※ 短期（1泊）の外泊を行うこともあり。	年間約10件	年間約10件
C自治体	外泊期間1週間程度 ※ 短期（1泊等）の外泊を複数回行うこともあり。	13件（29年度）	13件（29年度）

(注 1) 当局の調査結果による。

(注 2) B 自治体によると、「外泊を実施したものの委託措置まで至らなかった例は、年間 1 件あるかないか。」とのこと。

(3) 最高裁判所裁判官国民審査における点字投票の負担軽減

1 相談内容

最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙は、罷免したいと思う裁判官の氏名を点字で記載しなければならない様式となっている。これは、通常の投票用紙は、審査対象の裁判官の氏名があらかじめ記載されており、審査人は、罷免したいと思う裁判官の欄に「×」を記載するだけでよいのと比較して、審査人の負担が明らかに大きいものとなっている。

このように、点字投票を必要とする視覚障害者がより大きな負担を負っている状況は、選挙への参加促進（投票率の向上）を図る上で好ましくない。

したがって、点字投票用紙について、例えば、通常の投票用紙と同様に裁判官の氏名があらかじめ記載されており、罷免したいと思う裁判官に「×」を付ける様式に変更するなど改善し、点字投票を利用する有権者の負担軽減を図る必要がある。

(注) 本件は、行政監視行政相談センターが受け付けた委員意見である。

2 調査結果

(1) 国民審査制度の概要

最高裁判所裁判官国民審査制度（日本国憲法第79条）とは、既に任命されている最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしい者かどうかを国民が審査する解職の制度である。最高裁判所の裁判官は任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受ける。

最高裁判所裁判官国民審査では、審査を受ける裁判官の氏名が投票用紙に印刷されている。裁判官ごとに、辞めさせたい意思があれば「×」を記載し、なければ何も記載せずに投票する（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第15条第1項）。

一方、点字投票は、同法第16条第1項の規定により、審査人

は、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは、その裁判官の氏名を自ら記載する。

点字投票の投票用紙は、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第6条の規定により、都道府県の選挙管理委員会が、別記様式に基づき調製する。

国民審査の結果、「×」が記載された票が、何も記載されていない票の票数を超えた場合、その裁判官は罷免される（ただし、投票総数が選挙人名簿登録者数の100分の1に達しないときは、この限りではない。）。

また、投票用紙に文字を記入できない選挙人は、代理投票を利用することができ、病気、身体的障害、または高齢によって選挙人本人が投票所に出向いて行って自ら投票を行うことができない場合、代理人によって投票を行うことができる。代理投票を希望する者は、投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりかどうか確認することとなる。

(2) 点字投票の利用者の現況

平成26年12月14日執行最高裁判所裁判官国民審査では、投票をした者52,859,593人のうち、点字投票の数は8,674（0.016%）であり、このうち無効投票は274（3.2%）である。

なお、同日執行衆議院議員総選挙では、投票をした者小選挙区54,743,087人・比例代表54,735,787人のうち、点字投票の数は、小選挙区7,751（0.014%）・比例代表が7,775（0.014%）であり、このうち無効投票は、小選挙区160（2.06%）・比例代表133（1.71%）である。

表1 国民審査における無効点字投票の事由別内訳

区分	成規の用紙を用いないもの	審査に付される裁判官の氏名のほか他事を記載したもの	審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの	審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの	計
無効数	3	56	123	23	69	274

(注) 総務省の資料を基に作成した。

また、厚生労働省「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によると、身体障害者手帳所持者のうち視覚障害の者は、平成 28 年 12 月 1 日現在で 31 万 2 千人（推計）とある。

なお、点字を使って生活している者の人数や有権者の人数は、把握することができなかった。

(3) 点字投票の利用者に対する主な支援措置

総務省自治行政局選挙部が、国民審査の実施に当たり、都道府県選挙管理委員会等に対して、点字投票の利用者に対する措置として、主に以下の表 2 の点を通知している。

表 2 点字投票の利用者に対する主な支援措置

区分	国民審査	国政選挙
投票用紙	・選挙の種類を点字で表示（任意）	同左
名簿	・投票所ごとに点字の裁判官名簿を用意（必須）	・投票所ごとに点字の候補者名簿を用意（必須）
公報	・点字の審査公報の配布（任意）	・点字の選挙公報の配布（必須）
その他	・点字器等必要な機材を投票所に用意（必須） ・一般の記載台と間隔をおく（任意） ・選挙啓発の点字パンフレット等の配布や施設への備え付け（必須）	同左

(注) 総務省の資料を基に作成した。

(4) 投票方法の違い

最高裁判所裁判官国民審査制度において、通常の投票用紙で投票する者と点字投票の投票用紙で投票する者との間に、表 3 のとおり、罷免したいと思う裁判官を選択し投票する際の負担に差がある。現状では、視覚障害者を始め点字投票を利用する者に、負担感や不公平感を生むおそれがあり、投票行動を妨げる原因になるとも考えられる。

表 3 投票方法の違い

区分	国民審査	国政選挙
通常の投票	罷免したい裁判官の欄に×	候補者名又は政党名を自筆
点字投票	<u>罷免したい裁判官の氏名を点字で打ち込む</u>	候補者名又は政党名を点字で打ち込む

(注) 当室の調査結果を基に作成した。

(5) 選挙事務の流れ

平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院議員総選挙及び国民審査における選挙事務のうち、点字投票に係る事務の日程を整理すると、以下の表 4 とおりとなっている。

A 県における点字投票に関する事務の実施状況によると、用紙種別の点字がある点字の投票用紙については、発注日から 2 日後に納品されている。

表 4 主な選挙事務の日程（平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院議員総選挙・国民審査）

期日までの日数	曜日	国民審査	総選挙
24	木	【解散】公示日閣議決定	【解散】公示日閣議決定
23	金	審査予定裁判官の氏名等の通知	
19	火	選挙人名簿登録基準日の告示 (決定した後直ちに告示)	選挙人名簿登録基準日の告示 (決定した後直ちに告示)
18	水	点字の投票用紙発注 (用紙種別の点字あり)	点字の投票用紙の発注 (用紙種別の点字あり)
16	金	点字の投票用紙納品 (その後市町村に配送)	点字の投票用紙納品 (その後市町村に配送)
13	月	選挙人名簿登録基準日・登録日	選挙人名簿登録基準日・登録日
12	火	【選挙期日公示（期日前少なくとも 12 日前まで）】 審査期日及び裁判官氏名告示 (総務省) 点字の裁判官名簿（裁判官の氏名 と任命年月日を点字で印刷したも の）の印刷開始 ※期日前分を自前で印刷し、その 後市町村に配送 点字の裁判官名簿の発注 ※選挙期日分を業者に委託	【選挙期日公示（期日前少なくと 12 日前まで）】 立候補届出受付（総務省） 立候補受付（都道府県） 点字の候補者名簿の印刷開始 ※期日前分を自前で印刷し、その 後市町村に配送 点字の候補者名簿の発注 ※選挙期日分を業者に委託
11	水	【期日前投票開始】	【期日前投票開始】
9	金	審査公報原版の送付期限（総務 省） 審査公報印刷・送付（都道府県） 審査公報配布開始（市町村）	選挙公報原版の送付期限（総務 省） 選挙公報印刷・送付（都道府県） 選挙公報配布開始（市町村）
3	木	点字の裁判官名簿納品 (選挙期日分) ※その後市町村に配送	点字の候補者名簿納品 (選挙期日分) ※その後市町村に配送
2	金	審査公報配布期限	選挙公報配布期限
0	日	【審査期日】	【選挙期日】

(注) 1 総務省の資料及び都道府県からの聴取内容を基に作成した。

2 太字ゴシック体は、A 県における点字投票に関する事務の実施状況を示す。

(6) 電子投票の現状

電子投票については、平成14年2月から地方選挙に限って導入されている。自書が困難な有権者も容易に投票できることなどのメリットがある。

しかしながら、コスト面、技術的信頼性への不安等により、電子投票の導入が進んだとはいえない現状にある。国政選挙への導入については、これまで国会等で議論が行われてきたが、現時点では制度化されていない。

上述の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、電子投票の改善について検討が進められた。同研究会の報告書によると、地方公共団体などのニーズを喚起するため、音声案内を活用した投票等により視覚障害者等への対応も可能であることなど、目に見える形で電子投票のメリットを周知することが適当であるとしている。

(7) 類似意見や要望

① 行政相談委員意見

通常の投票用紙のように、裁判官名を点字で記載した投票用紙を準備し、審査人は、罷免したい裁判官の欄に「×」などを記載する。

【関係者の意見】

- ・ 短期間で投票用紙を調製することが難しい（総務省・B県）。
- ・ 罷免を可とする意思を表示すべき箇所に審査人が点字により正確に記入することが難しい（総務省・盲人会連合）。
- ・ 上述のほか、点字には、基本的に「○」や「×」を表す記号がないことから、当該方法は慎重な検討が必要なものとする（総務省）。

② 政令都市選挙管理委員会事務局連合会

点字候補者名簿の裁判官名に番号を付けて、投票用紙には罷免しようとする裁判官の番号を点字で記入するなどの方法も可能となるよう、改められたい。

（国に対して申入れを継続して行っている。）

【関係者の意見】

- ・ 各裁判官への番号の付し方、どの番号がどの裁判官をさすのかをどのように選挙人に示すのか等の課題があり、慎重な検討が必要なものとする（総務省）。

本委員意見と同趣旨の相談や行政相談委員意見はない。
社会福祉法人盲人会連合にも特に要望は寄せられていない。

(8) 本委員意見に対する関係機関の見解

総務省自治行政局選挙部選挙課は、平成30年2月23日衆議院予算委員会第2分科会において、議員から本委員意見と同趣旨の質問を受け、次のとおり答弁を行っているとしている。

- ① 自書式による点字投票の投票方法を見直す場合、短期間で点字による記号式投票用紙を調製することが難しいと考えられる。
- ② 記号式投票の審査に付される裁判官の欄に裁判官の氏名が点字で打たれた場合に、罷免を可とする意思を表示すべき箇所に審査人が点字により正確に記入することが難しいと考えられる。
- ③ ICTを活用した投票環境の向上方策を検討する「投票環境の向上方策等を検討する研究会」を省内に設置しており、国民審査についても、こうした研究会にしっかり議論いただいて、投票環境の改善を図っていくことは可能と考える。

なお、上述の研究会は平成30年8月に報告書を取りまとめた。

また、同課は、国民審査における点字による審査の投票を自書式としているのは、上述の①及び②のほか、点字には、基本的に「○」や「×」を表す記号がないことなどの理由によるものであるとしている。

B県は、点字用投票用紙について、点字を印刷できる業者が限られていることに加え、最高裁判所裁判官国民審査は、衆議院解散の際に行われる場合が多く、あらかじめ点字で裁判官の氏名を印字した投票用紙を短期間のうちに多数作成することは難しいと考えられているとしている。